

## (10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

東伯郡琴浦町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金206,744円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成28年10月22日

#### (2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字八橋地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県八橋警察署所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を駐車場に駐車して降車した際、サイドブレーキを掛けることを忘れたため後退し、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。